奈良県及び県内すべての市町村からのお知らせです。

# 事業者の皆様へ　特別徴収実施のご案内

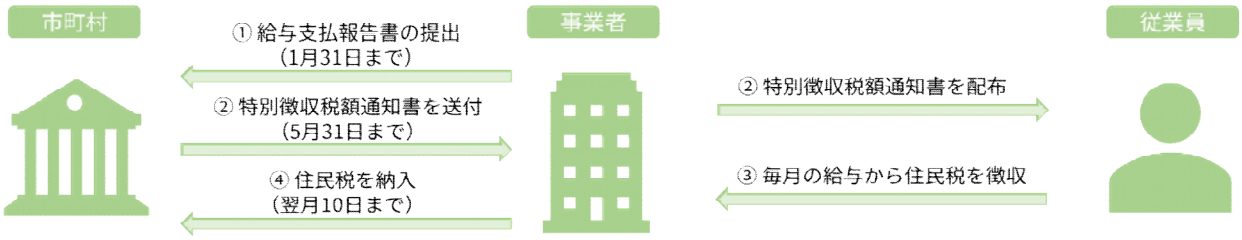
奈良県及び県内市町村では、個人住民税の特別徴収義務の履行を徹底しています。

## 個人住民税は特別徴収で納めましょう。

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月、従業員（非正規雇用を含む。）に支払う給与から個人住民税を引き落とし、市町村に納入いただく制度です。
- 地方税法第３２１条の３、第３２１条の４等及び各市町村の税条例の定めにより、給与を支払う事業者は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただく義務があります。

## 個人住民税の特別徴収の手続き

① 毎年１月３１日までに、従業員の住所地の市町村に「給与支払報告書」を提出してください。
② ５月３１日までに、市町村から事業者あてに特別徴収税額決定通知書が送付されます。
③ ６月以降、税額決定通知書に記載の税額を給与から徴収してください。
④ 翌月１０日までに、従業員の給与から徴収した住民税を、各従業員の住所地の市町村へ納入してください。（従業員が常時１０名未満の事業者は、申請により年２回の納期とすることができます。）




詳しくは、従業員の住所地の各市町村税務担当課までお問い合わせください。